

# 交通年鑑

令和5年



山形県警察本部

# は し が き

令和5年中全国で発生した交通事故を見ますと、事故後24時間以内死者数は2,678人で、前年比68人、2.6%増加しており、8年ぶりに増加に転じました。

県内で発生した交通事故を見ますと、交通事故発生件数及び負傷者数は8年連続で減少しましたが、死者数は34人で前年比8人、30.8%増加しており、令和以降最多となったほか、重傷者数も319人で前年比28人、9.6%増加しております。

県内の24時間以内死亡事故の特徴は、

- 信号無視や一時不停止、横断歩行者妨害などの運転者の重大な交通違反等による死者が全死者の5割（17人・前年比+12人）
- こどもを含む同乗者の死者が、いずれも令和以降最多（同乗者10人・前年比+9人、うち、こども3人・前年比+3人）
- 観光目的の県外運転者による死者が令和以降最多（6人・前年比+3人）
- 歩行者死者のうち信号無視や横断違反などの歩行者側の違反も毎年半数以上（7人・前年比+1人）

でした。

また、飲酒運転による交通事故は、14件（前年比+5件）発生しましたが、死亡事故の発生はありませんでした。

県警では、

- 交通事故分析及び交通実態把握に基づく交通事故防止対策
- 交通事故防止に資する交通指導取締りと街頭活動の推進
- 関係機関・団体と協働した高齢運転者対策
- 社会に根付く歩行者・自転車等対策

を重点とした取組みを強化しており、関係機関団体と手を携え、悲惨な交通事故を防止するための活動を推進しております。

この年鑑では、令和5年中に山形県内で発生した交通事故の特徴等を取りまとめましたので、今後の交通事故防止活動を推進するための基礎資料として活用していただければ幸いです。

令和6年11月

山形県警察本部

## 凡 例

本書における用語の意味は、次のとおりである。

- 1 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、死亡又は負傷を伴ったものをいう。
- 2 「死者」とは、特に表示のない場合、交通事故によって、事故発生後24時間以内に死亡した人をいう。  
したがって、24時間経過後に死亡した人は、負傷者として計上される。  
「30日死者」とは、交通事故発生から24時間経過後30日以内に交通事故が原因で死亡した人をいう。  
「30日以内死者」とは、「死者」と「30日死者」の合計で、交通事故発生から30日以内に死亡した人をいう。
- 3 「重傷」とは、交通事故によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。
- 4 「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。
- 5 「第1当事者」とは、交通事故において過失程度が最も重い当事者をいい、過失の程度が同程度の場合には被害が最も軽い者をいう。
- 6 「第2当事者」とは、交通事故において第1当事者の相手方となった当事者をいう。
- 7 「子ども」とは、幼児・小学生・中学生をいい、15歳以上であっても中学生であれば「子ども」として計上している。一方で、15歳以下であっても高校生であれば、「子ども」からは除外している。
- 8 「高校生」とは、夜間高校の4年、盲・聾・養護学校の高等部の生徒、高等専門学校の1～3年生を含む。
- 9 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 10 「事故類型」とは、当事者の行動関係又は事故誘発行為をもって決定する事故の形態（人対車両、車両相互、車両単独等）をいう。
- 11 「状態別」とは、当事者の事故当時の状態（自動車運転中、自動車同乗中、歩行中等）をいう。
- 12 「昼」とは、日の出から日没までの間をいう。
- 13 車両の定義は、以下のとおりである。
  - 「四輪車」 ----- 道路交通法第3条に定める大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車
  - 「自動二輪車」 ---- 道路交通法第3条に定める大型自動二輪車及び普通自動二輪車
  - 「原動機付自転車」「軽車両」「自転車」 ----- 道路交通法第2条第1項10号～11号の2の定義による。
  - 「二輪車」 ----- 「自動二輪車」、「原動機付自転車」
- 14 「歩行者」とは、道路を歩行中の人及び道路交通法上歩行者とみなすもの等、車両・路面電車及び列車以外の当事者をいう。
- 15 原因別の（飲酒運転〔原付以上〕）（無免許運転）の計上数は、内数である。
- 16 自動車台数は、特に断りのない限り、令和5年12月末現在の運輸局登録台数（検査自動車と軽自動車）である。
- 17 人口は、特に断りがなく限り、令和5年10月1日現在の人口である。
- 18 運転免許保有者数は、令和5年12月末現在の運転免許保有者数（警察庁資料による）である。
- 19 増減は前年との比較であり、△はマイナスを表し、増減率、構成率及び事故率の単位は％である。

# 目 次

## 第 1 編 全国の交通事故

1	過去10年間の交通事故・自動車台数等の推移	1
2	交通事故・自動車台数・人口等の推移	2
3	交通事故発生状況	4
4	死亡事故の特徴	6
5	都道府県別の交通事故率	7

## 第 2 編 山形県の交通事故

1	過去10年間の交通事故・自動車台数等の推移	9
2	交通事故・人口・自動車台数・運転免許保有者数の推移	10
3	年別・月別交通事故発生状況	11
4	警察署別交通事故の推移	14
5	市町村別交通事故の推移	15
6	山形県の交通事故の特徴	16
7	警察署（隊）別の発生件数・死者数・負傷者数	18
8	市町村別の発生件数	20
9	男女別・年齢層別の死者数	24
10	男女別・年齢層別の負傷者数	25
11	地形・道路形状・道路別の発生件数	26
12	第1当事者別の発生件数	27
13	第1当事者の違反別の発生件数	28
14	事故類型別の発生件数	30

## 第 3 編 県内における各種交通事故

### 第 1 死亡事故

1	概 況	33
2	死亡事故の特徴	34
3	市町村別の死者数	36
4	第1当事者の違反別の発生件数	38
5	当事者別の死者数	40

### 第 2 歩行者等の交通事故

1	概 況	41
2	歩行者等の交通事故の特徴	42
3	事故類型別の死傷者数	44
4	年齢層別の死傷者数	45

### 第 3 自転車の交通事故

1	概 況	47
2	自転車の交通事故の特徴	48
3	市町村別の死傷者数	50
4	事故類型別の死傷者数	52
5	年齢層別の死傷者数	53

<b>第 4</b>	<b>こどもの交通事故</b>	
1	概 況 -----	55
2	こどもの交通事故の特徴 -----	56
3	市町村別の死傷者数 -----	58
4	学年別の死傷者数 -----	60
<b>第 5</b>	<b>高校生の交通事故</b>	
1	概 況 -----	61
2	高校生の交通事故の特徴 -----	62
3	当事者別の死傷者数 -----	64
<b>第 6</b>	<b>高齢者の交通事故</b>	
1	概 況 -----	65
2	高齢者の交通事故の特徴 -----	66
3	市町村別の死傷者数 -----	68
4	年齢層別の死傷者数 -----	70
5	当事者別の死傷者数 -----	71
6	通行目的別の死傷者数 -----	72
7	自宅からの距離別の死傷者数 -----	73
<b>第 7</b>	<b>飲酒運転による交通事故の推移等</b> -----	74
<b>第 8</b>	<b>青年ドライバーの交通事故</b>	
1	概 況 -----	77
2	青年ドライバーの交通事故の特徴 -----	78
3	警察署（隊）別の発生状況 -----	80
4	市町村別の発生件数 -----	82
5	事故類型別の発生件数 -----	84
6	違反別の発生件数 -----	86
7	地形別・道路形状別の発生件数 -----	88
<b>第 9</b>	<b>高齢ドライバーの交通事故</b>	
1	概 況 -----	89
2	高齢ドライバーの交通事故の特徴 -----	90
3	警察署（隊）別の発生状況 -----	92
4	市町村別の発生件数 -----	94
5	事故類型別の発生件数 -----	96
6	違反別の発生件数 -----	98
7	通行目的別の発生件数 -----	100
8	地形別・道路形状別の発生件数 -----	102
<b>第 10</b>	<b>安全運転管理者選任事業所の交通事故</b>	
1	概 況 -----	103
2	安全運転管理者選任事業所の交通事故の特徴 -----	104
3	第 1 当事者の違反別の発生件数 -----	106

## 第4編 参考資料

### 第1 運転免許保有者数

- 1 都道府県別人口・運転免許保有者数 ----- 109
- 2 山形県内の市町村別（警察署別）・運転免許保有者数 ----- 110

### 第2 山形県の自動車・原動機付自転車等の保有台数

- 1 年別推移 ----- 111
- 2 車種別・市町村別自動車保有台数 ----- 113